

水道料金・下水道使用料等の改定について

令和3年（2021年）4月1日から新料金へ改定します。

～未来につなげる湯梨浜の上下水道～

「安全で快適な上下水道サービスを、持続的・安定的に提供する」ために

水道料金及び下水道使用料等について、令和2年9月湯梨浜町議会定例会において各条例の一部改正が可決され、令和3年4月使用分（令和3年5月請求分）から料金及び使用料を改定することとなりました。改定時期については、当初、令和2年6月条例改正、10月施行とし準備してきましたが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、施行日を検討し令和3年4月施行としました。

湯梨浜町の水道料金及び下水道使用料等は、平成21年4月1日の料金改定以後、11年間据え置かれてきましたが、水道料金及び下水道使用料等の収入の減少により急がれる施設整備・更新事業等を実施するための財源として、安定的な料金収入を確保し、適正な料金水準への改定が必要であると令和2年3月に湯梨浜町上下水道料金検討委員会より意見書が提出されました。この意見書を基本に、町で検討を重ね示された改定率に対して見直し、次の表の料金及び使用料としました。

今後とも、上・下水道事業については、経費節減や効率的・効果的な事業運営に努めていきますので、みなさまのご理解ご協力をお願いします。

◇水道料金等

（消費税10%含む）

基本料金(1ヶ月)		改定前(令和3年3月使用分まで)		改定後(令和3年4月使用分から)			
口径	基本水量	基本料金	超過料金	基本料金	差額	超過料金	差額
13mm	8m ³ まで	806円	1m ³ あたり 104円	⇒ 880円	⇒ 74円	1m ³ あたり 132円	⇒ 28円
20mm	20m ³ まで	2,200円		⇒ 2,310円	⇒ 110円		
25mm	30m ³ まで	3,268円		⇒ 3,465円	⇒ 197円		
40mm	50m ³ まで	5,446円		⇒ 5,775円	⇒ 329円		
50mm	75m ³ まで	8,589円		⇒ 8,668円	⇒ 79円		
75mm	150m ³ まで	16,760円		⇒ 17,325円	⇒ 565円		

◇公共下水道使用料等

（消費税10%含む）

基本使用料(1ヶ月)		改定前(令和3年3月使用分まで)		改定後(令和3年4月使用分から)			
種別	排除汚水量	基本使用料	超過使用料	基本使用料	差額	超過使用料	差額
一般排水	10m ³ まで	1,675円	1m ³ あたり 167円	⇒ 1,675円	⇒ なし	1m ³ あたり 187円	⇒ 20円
温泉排水	10m ³ まで	1,675円	1m ³ あたり 167円	⇒ 1,675円	⇒ なし	1m ³ あたり 187円	⇒ 20円

【適用時期】

令和3年4月1日以後に使用された水量（4月使用分）に対し、5月に行う検針分（5月請求分）から適用します。

4月に行う検針分は、3月使用分（4月請求分）として従前の料金で請求します。

水道料金・下水道使用料等の改定の背景

【上水道】

人口減少や節水意識の向上により給水収益は減少傾向と予測され、今後、老朽管路の増加や水道施設の老朽化が進むことから、維持・更新に必要な事業費を確保していくため。

【下水道】

汚水処理に関する経費（一般会計負担分除く）については、下水道使用料で賄うべきであると考えられていますが、使用料収入で賄えていないことから、不足する部分を一般会計からの繰入金によって補てんされています。この繰入金部分の特別会計への一般会計繰出金を縮減するため。



○改定による影響額（参考）

（消費税 10%含む）

口 径	13 mm			25 mm	50 mm	75 mm	
	10 m³/月	20 m³/月	40 m³/月	70 m³/月	300 m³/月	1000 m³/月	
（改定前）	水道料金	1,014 円	2,054 円	4,134 円	7,428 円	31,989 円	105,160 円
	下水道使用料	1,675 円	3,345 円	6,685 円	11,695 円	50,105 円	167,005 円
	合 計	2,689 円	5,399 円	10,819 円	19,123 円	82,094 円	272,165 円

（改定後）	水道料金	1,144 円	2,464 円	5,104 円	8,745 円	38,368 円	129,525 円
	下水道使用料	1,675 円	3,545 円	7,285 円	12,895 円	55,905 円	186,805 円
	合 計	2,819 円	6,009 円	12,389 円	21,640 円	94,273 円	316,330 円
	（差 額）	(+130 円)	(+610 円)	(+1,570 円)	(+2,517 円)	(+12,179 円)	(+44,165 円)

◇令和3年4月1日からの開栓及び閉栓手数料を改定します。

※水道の使用を再開（開栓）及び中止（閉栓）する場合に必要になります。

（消費税 10%含む）

◇開栓及び閉栓手数料	改定前	⇒	改定後	差額
口径 25 mm以下 (13 mm, 20 mm, 25 mm)	開栓 2,515 円	⇒	開栓 1,100 円	△1,415 円
	閉栓 1,047 円	⇒	閉栓 1,100 円	53 円
口径 25 mm以上 (40 mm, 50 mm, 75 mm)	開栓 10,057 円	⇒	開栓 2,200 円	△7,857 円
	閉栓 4,191 円	⇒	閉栓 2,200 円	△1,991 円

【適用時期】 令和3年4月1日以後の手続きにより手数料を発行する納入通知書から適用します。

安全・安心な水道水を安定的に供給していくため、使用者のみなさまにはご負担をおかけしますがご理解とご協力をお願いします。